

まちづくり交付金 事後評価方法書

荒川本郷地区

平成20年5月

茨城県阿見町

## 目 次

(1) 成果の評価.....	2
1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況.....	2
(2) 実施過程の評価.....	4
1) モニタリングの実施状況の確認.....	4
2) 住民参加プロセスの実施状況の確認.....	4
3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認.....	4
(3) 効果発現要因の整理.....	5
(4) 今後のまちづくり方策の作成.....	5
(5) 事後評価原案等の公表.....	5
(6) まちづくり交付金評価委員会の審議.....	5
(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定.....	5
(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況.....	5

**(1) 成果の評価****1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況****指標 1 : 渋滞率（混雑度）****A : 事前評価時の『従前値』の求め方**

①従前値の 基準時点	平成 16 年 3 月 17 日実施による交通量調査
②実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）
③計測手法	基準時点での荒川本郷地内における既存幹線道路（町道第 0103 号線）の交通量を調査し、渋滞率（混雑度）を求めた。

**B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方**

④計測時期	平成 20 年 5 月
⑤実施主体	都市計画課
⑥データの 計測手法	計測時期での荒川本郷地内における既存幹線道路（町道第 0103 号線）の交通量を調査し、渋滞率（混雑度）を求める。
⑦評価値の 求め方	計測時点では基幹事業である都市計画道路 3 路線は未完成のため、道路網は確立していないが、同地区内の関連事業である都市計画道路荒川沖・寺子線の一部区間及び西部中央通り線が供用開始し、地区内の道路網の一部が構築されたことにより、対象路線である町道 0103 号線の渋滞率の緩和に効果が見込めることから、基準時点と同一箇所での交通量を調査・分析し、その結果から基幹事業である道路開通後の渋滞率を推計し、評価値（見込み）とする。

⑧確定／見 込みの別		確 定
	●	見 込 み

**C : フォローアップ時の『確定値』の求め方**

⑨フォローアップ の必要性	●	あ り
		な し
⑩計測時期	交付終了後 6 ヶ月を経過した時点（平成 21 年 10 月）	
⑪実施主体	都市計画課	
⑫計測手法	基幹事業である都市計画道路開通後の荒川本郷地内における既存幹線道路（町道第 0103 号線）の交通量を調査し、渋滞率（混雑度）を求める。	

<b>指標 2 :</b>		<b>歩行者、自転車数</b>	
<b>A : 事前評価時の『従前値』の求め方</b>			
①従前値の 基準時点	平成 16 年 3 月 17 日実施による交通量調査		
②実施主体	都市計画課 (まちづくり交付金主管課)		
③計測手法	基準時点での荒川本郷地内における幹線道路 (町道第 0103 号線・町道第 0114 号線) の交通量を調査し、歩行者・自転車数を求めた。		
<b>B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方</b>			
④計測時期	平成 20 年 5 月		
⑤実施主体	都市計画課		
⑥データの 計測手法	計測時期での荒川本郷地区における新たな幹線道路となる都市計画道路荒川沖・寺子線及び既存幹線道路 (町道第 0103 号線) の歩行者・自転車数を計測する。		
⑦評価値の 求め方	計測時点では評価対象の基幹事業である都市計画道路荒川沖・寺子線及び南大通り線は未完成であるが、同地区の関連事業である荒川沖・寺子線の一部及び西部中央通り線の歩道の整備された幹線道路が供用開始したことにより、地区内の歩行者・自転車数増加の効果が見込めることから、供用開始された荒川沖・寺子線及び町道第 0103 号線の歩行者・自転車数を調査・分析し、その結果から基幹事業である荒川沖・寺子線及び南大通り線開通後の歩行者・自転車数を推計し、評価値 (見込み) とする。		
⑧確定／見 込みの別		確 定	
	●	見 込 み	
<b>C : フォローアップ時の『確定値』の求め方</b>			
⑨フォローアップ の必要性	●	あ り	
		な し	
⑩計測時期	交付終了後 6 ヶ月を経過した時点 (平成 21 年 10 月)		
⑪実施主体	都市計画課		
⑫計測手法	基幹事業である都市計画道路開通後、荒川沖・寺子線及び南大通り線の交通量を調査し、歩行者・自転車数を求める。		

## (2) 実施過程の評価

### 1) モニタリングの実施状況の確認

#### A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア  都市再生整備計画に実施することを記載した  
イ  都市再生整備計画に記載しなかった  
ウ  都市再生整備計画に記載はないが実施した

#### B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

#### C : 事後評価時の確認方法

①時 期

②確 認 先

③確認方法

### 2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

#### A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア  都市再生整備計画に実施することを記載した  
イ  都市再生整備計画に記載しなかった  
ウ  都市再生整備計画に記載はないが実施した

#### B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

地域と一体となった良好な街並み形成を誘導するため、景観審議会により沿道景観形成基準を定めていく。また地元住民を中心とした土地利用協議会を設置し、今後の当地区におけるまちづくりの方針や緑化等に関する計画など協議を行っていく。

#### C : 事後評価時の確認方法

①対 象 景観審議会の実施状況について確認する  
土地利用協議会の実施状況について確認する

②時 期 交付終了年度 (平成 20 年 6 月 30 日)

③確 認 先 都市計画課

④確認方法 景観審議会の議事録等で実行状況を確認する  
土地利用協議会の議事録等で実行状況を確認する

### 3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

#### A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア  都市再生整備計画に実施することを記載した  
イ  都市再生整備計画に記載しなかった  
ウ  都市再生整備計画に記載はないが実施した

#### B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

荒川本郷地区まちづくり検討委員会

#### C : 事後評価時の確認方法

①対 象 荒川本郷地区まちづくり検討委員会の実施状況について確認する

②時 期 交付終了年度 (平成 20 年 6 月 30 日)

③確 認 先 都市計画課

④確認方法 荒川本郷地区まちづくり検討委員会の議事録等で実行状況を確認する

**(3) 効果発現要因の整理**

①時 期	平成 20 年 5 月
②実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）
③検討体制	都市計画課が主管課となり、事業に関する課（企画財政課、区画整理課、建設課）による組織を設置し検討する。

**(4) 今後のまちづくり方策の作成**

①時 期	平成 20 年 6 月
②実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）
③検討体制	前記の組織により方策を作成する。

**(5) 事後評価原案等の公表**

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時 期	平成 20 年 7 月	平成 21 年 3 月
②実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）	都市計画課（まちづくり交付金主管課）
③公表方法	広報への掲載により周知し、都市計画課都市計画課窓口での閲覧、ホームページへの掲載により公表する。公表期間は 2 週間とする。	広報への掲載により周知し、都市計画課都市計画課窓口での閲覧、ホームページへの掲載により公表する。公表期間は無期限とする。

**(6) まちづくり交付金評価委員会の審議**

①時 期	平成 20 年 8 月
②実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）
③設置・運用方法	町が新たに、都市計画審議会のメンバーの有識者を中心にまちづくり交付金評価委員会を構成する。まちづくりの観点から、まちづくり交付金に限定し事業評価を行う。

**(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定**

①聴取方法	
-------	--

※ (3) ~ (6) の検討以外に市町村で任意に有識者から意見聴取を予定する場合に記入

**(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況**

①予算措置の状況	<input type="checkbox"/> ア 費用は発生しない <input checked="" type="checkbox"/> イ 費用は発生するが、予算措置を講じている <input type="checkbox"/> ウ 費用は発生するが、予算措置は講じていない <input type="checkbox"/> エ その他 ( )
----------	---